関 原 発 第 82 号 2022 年 5 月 13 日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号申請者名 関 西 電 カ 株 式 会 社 代表者の氏名森 本 孝

2019年6月14日付け関原発第104号をもちまして申請いたしました高 浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の 変更)を下記のとおり一部補正いたします。

記

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)を別添のとおり一部補正する。

# 別 添

(設置変更許可の経緯)の一部補正 別紙 1 2 (本 文)の一部補正 別 紙 添 付 書 類 目 次の一部補正 添 付 書 四の一部補正 類 書 添 付 五の一部補正 類 添 書 付 類 八の一部補正 添 付 書 類 十 一の一部補正 別紙1 (設置変更許可の経緯) の一部補正

別紙1 (設置変更許可の経緯) を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 3 - ~ - 7 -		(記載の変更)	別紙1のとおり変更する。

別紙1

# 設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	備考
昭和45年11月25日	45原第7024号	2号炉増設
昭和45年12月19日	45原第7667号	1号原子炉施設の変更
		(主蒸気安全弁、逃がし弁の漏えい量の
		追加記載)
昭和47年3月13日	47原第2724号	1号及び2号原子炉施設の変更
		(原子炉本体、原子炉冷却系統施設等の 一部変更)
昭和48年3月31日	48原第2073号	2号原子炉施設の変更
		(ディーゼル発電機の増設)
昭和48年12月27日	48原第10542号	1号及び2号原子炉施設の変更
		(バーナブルポイズン等の変更)
昭和50年2月6日	49原第11119号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法
昭和50年6月6日	F O 匠笠 O F O O P	の変更
昭和30年 0月 0日	50原第3523号	1号及び2号原子炉施設の変更 (敷地面積等の変更)
昭和50年12月4日		1 号原子炉施設の変更
	0 0 WWW 0 0 0 0 1	(使用済燃料ラックの増設)
昭和51年3月4日	50原第10544号	1 号原子炉施設の変更
	,,4.5.I.	(取替炉心におけるバーナブルポイズン
		の使用)
昭和51年8月10日	51安(原規)第23号	1号及び2号原子炉施設の変更
		(取替燃料の濃縮度等の変更)
昭和52年11月1日	52安(原規)第255号	1号及び2号原子炉施設の変更
		(取替燃料の一部変更-2号炉)
		(固体廃棄物置場の増設―1、2号炉)
昭和53年10月3日	53安(原規)第291号	1号及び2号原子炉施設の変更
	We little	(炉心の主要な熱的制限値の変更)
昭和54年7月28日	5 4 資庁第10208号	1号及び2号原子炉施設の変更
		(非常用炉心冷却設備作動回路に原子炉
	日 4 次片笠 1 〇 1 日	圧力異常低信号の追加)
昭和55年8月4日	5 4 資庁第101号	3号及び4号炉増設
昭和55年8月6日	55資庁第2052号	1号及び2号原子炉施設の変更 1号
		(燃料棒最高線出力密度の変更-1号 炉)
		パープログラス   「洗たく排水処理設備の設置-1、2号
		炉)
		(雑固体焼却設備及びアスファルト固化
		装置の設置-1、2号炉)

許可年月日	許可番号	備考
昭和55年12月19日	55資庁第14588号	1号、2号、3号及び4号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和56年11月30日	56資庁第12707号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更
		(取替燃料の一部変更-1号炉)
		(新燃料貯蔵ラックの増設-1、2号炉) (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増強-
		3、4号炉)
昭和57年6月17日	57資庁第3390号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(1号及び2号炉共用の雑固体焼却設備
		及び3号及び4号炉共用のベイラの1  号、2号、3号及び4号炉共用)
		(A、B、C及びD廃棄物庫の1号、2
		号、3号及び4号炉共用とD廃棄物庫の 貯蔵能力増強)
昭和58年11月25日	58資庁第2426号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(取替燃料の濃縮度変更-1、2、3、 4号炉)
		(最大線出力密度変更-1、2号炉)
		(バーナブルポイズンの使用本数の変更  -1、2号炉)
昭和59年5月11日	5 9 資庁第 7 2 5 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(取替炉心におけるB型バーナブルポインンの体界 1 2 2 4 円炉)
		ズンの使用-1、2、3、4号炉)  (廃樹脂貯蔵タンクの増設-1、2号炉)
昭和60年3月29日	59資庁第12745号	3号及び4号原子炉施設の変更
	0 , Virg Labete , 0 = 0 0 II	(取替炉心におけるB型燃料の使用)
昭和62年9月24日	61資庁第18528号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料
		を使用)
		(出力分布調整用制御棒クラスタの撤去)

許可年月日	許可番号	備考
平成元年3月31日	63資庁第6686号	3号及び4号原子炉施設の変更 (取替燃料集合体最高燃焼度の変更) (取替燃料濃縮度の変更) (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用することに係る変更)
平成 2 年 9 月17日	元資庁第11336号	(使用済燃料の処分の方法の変更) 1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料集合体最高燃焼度の変更) (取替燃料濃縮度の変更) (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成 4 年 6 月 2 2 日	3資庁第9299号	2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え-2号炉) (蒸気発生器保管庫の設置-2号炉) (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更 -3、4号炉)
平成6年3月9日	5資庁第5353号	1号及び2号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え-1号炉) (蒸気発生器保管庫の設置-1号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸 の撤去)
平成7年7月31日	6 資庁第12144号	1号及び2号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去) (廃液蒸発装置の共用化及び一部取替え) (廃樹脂処理装置の設置) (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更及び共用化)
平成8年3月25日	7資庁第13404号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (非常用電源設備の受電系統の変更)
平成10年12月16日	平成 10 · 05 · 11 資第 8 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体の使用-3、4号炉) (3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化) (使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更-1、2、3、4号炉)

		****
平成13年12月21日	平成 13 • 02 • 06 原第 7 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(雑固体廃棄物の固型化処理採用)
		(海水淡水化装置の増設)
平成14年11月29日	平成 14·05·08 原第 2 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(使用済燃料輸送容器保管建屋の設置)
		(使用済の樹脂の処理方法の変更)
平成16年1月13日	平成 15 · 07 · 28 原第 4 1 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(3号炉及び4号炉原子炉補助建屋内の
		使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更並 びに核燃料物質取扱設備の一部及び使用
		済燃料貯蔵設備の共用化)
平成17年10月14日	平成 17 · 04 · 08 原第 1 2 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更
		及び共用化一1、2、3、4号炉)
平成22年 4 月19日	平成 20 · 08 · 12 原第 3 3 号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の 変更
		(取替燃料集合体最高燃焼度の変更ー 1、2号炉)
		<ul><li>(洗浄排水処理装置の処理方式の変更ー1、2、3、4号炉)</li></ul>
		(非常用電源設備のうち蓄電池負荷の変 更-1、2号炉)
		(1号、2号、3号及び4号炉共用の使
		用済燃料輸送容器保管庫の一部保管対象 物の追加)
平成27年2月12日	原規規発第 1502121 号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更
		(重大事故等対処設備の設置及び体制の 整備等)
平成28年4月20日	原規規発第 1604201 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(重大事故等対処設備の設置及び体制の 整備等)
平成28年9月21日	原規規発第 1609211 号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更
		(特定重大事故等対処施設の設置)
平成28年11月2日	原規規発第 16110233 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法の変更

許可年月日	許可番号	備考
平成29年6月28日	原規規発第 1706282 号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更
		(所内常設直流電源設備(3系統目)の 設置)
		(緊急時対策所(1号炉及び2号炉原子 炉補助建屋内)の撤去)
平成30年3月7日	原規規発第 1803071 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(1号炉及び2号炉の特定重大事故等対 処施設の設置)
平成30年12月12日	原規規発第 1812122 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号 炉の新規制基準適合性審査を通じて得ら
		れた技術的知見の反映に係る記載の変 更)
		(内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に係る記載の変更)
令和元年7月31日	原規規発第 1907313 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地の面積及び形状の変更)
		(廃樹脂処理装置他の全共用化及び処理 に係る設備の設置)
令和元年7月31日	原規規発第 1907314 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の 維持に係る設計方針の追加)
令和元年9月25日	原規規発第 1909253 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(所内常設直流電源設備(3系統目)の 設置)
		(重大事故等対処設備及び体制の一部変 更)
令和2年1月29日	原規規発第 2001292 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(中央制御室、緊急時対策所、特定重大 事故等対処施設等に対する有毒ガスの発
		生に対する防護方針の記載追加)
令和2年12月2日	原規規発第 2012026 号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更
		(津波警報等が発表されない可能性のある津波に対する防護方針の記載追加)

許可年月日	許可番号	備考
令和3年5月19日		1号、2号、3号及び4号発電用原子炉 施設の変更 (降下火砕物の最大層厚の見直し)

別紙2 (本 文) の一部補正

別紙2(本文)を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
- 9 -	下 7 行~ 下 5 行	・・・ラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水及びスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。
- 10 -	上5行~ 上6行	・・・ラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を・・・	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水及びスプレイや蒸気条件においても未臨界を・・・
- 12 -	下 3 行~下 1 行	・・・ラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水及びスプレイや蒸気条件においても臨界を防止できる設計とする。

添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 14 -	上4行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	
	上8行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	
	下10行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	
	下 4 行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	令和3年5月19日付 け原規規発第21051 96号を・・・
- 15 -	上3行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	
	上7行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	<u>令和3年5月19日付</u> け原規規発第21051 <u>96号</u> を・・・
	下3行	平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を・・・	令和3年5月19日付 け原規規発第21051 <u>96号</u> を・・・
	下1行	・・・の添付書類十に同じ。	・・・の添付書類十に同じ。
			添付書類十一 変更後に おける発電用原子炉施設 の保安のための業務に係 る品質管理に必要な体制 の整備に関する説明書 別添4に示すとおり。

添付書類四の一部補正

添付書類四を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補正後
4-1		(記載の変更)	別紙 4-1 のとおり変更する。

別添1

# 添付書類四

変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

当社の原子力発電所の運転に要する核燃料物質(ウラン)については、APPAK 社等とのウラン精鉱購入契約等によって確保しているウラン精鉱等及び使用済燃料の再処理により回収される減損ウランから充当する予定である。これによるウラン精鉱等及び減損ウランの確保済の量は、現時点では、当社の全累積で 2030 年度約 81,681t  $U_3O_8$  であり、これに対し、当社の全累積所要量は 2030 年度約 79,402t  $U_3O_8$  と予想される。したがって、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の当面の運転に必要なウランについては十分まかなえる量を確保済であり、それ以降の所要ウランに関しても、今後の契約により確保する予定である。

UF6 への転換役務については、アメリカの ConverDyn 社、フランスの Orano Chimie-Enrichissement 社等との転換役務契約等により当面の所要 量を確保しており、それ以降の所要量に関しても、今後の契約により確保 する予定である。

UF6の濃縮役務については、フランスの Orano Chimie-Enrichissement 社、日本の日本原燃株式会社等との濃縮役務契約等によって当面の所要量を確保しており、それ以降の所要量に関しても、今後の契約により確保する予定である。

一方、3号炉及び4号炉の運転に使用する核燃料物質(プルトニウム) については、当社の使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを 利用していく予定である。

1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉用燃料の成型加工役務については、 国内外事業者との契約により確保する予定である。 添付書類五の一部補正

# 添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
5-1 ~ 5-18		(記載の変更)	別紙 5-1 のとおり変更する。

別添 2

# 添付書類五

変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守(以下「設計及び運転等」という。)のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。

# 1. 組 織

本変更に係る設計及び運転等は第 1 図に示す既存の原子力関係 組織にて実施する。

これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく高浜発電所 原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた 業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで高浜発電所の設計及 び運転等に係る業務を適確に実施する。

本変更に係る設計及び工事の業務について、設計方針について は原子力事業本部の原子力安全・技術部門、原子力発電部門、原 子燃料部門及び土木建築室にて定め、現場における具体的な設計 及び工事の業務は高浜発電所において実施する。

本変更に係る運転及び保守の業務について、高浜発電所の発電用原子炉施設の運転に関する業務は第一発電室及び第二発電室が、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務は原子燃料課、放射線管理課、保全計画課、電気保修課、計装保修課、原子炉保修課、タービン保修課、土木建築課、電気工事グループ、機械工事グループ及び土木建築工事グループが、燃料管理に関する業務は放射線管理課が、原子力防燃料課が、放射線管理に関する業務は放射線管理課が、原子力防

災、出入管理等に関する業務並びに火災発生時、内部溢水発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務は安全・防災室が実施する。

運転及び保守の業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、あらかじめ、発電所長を本部長とした防災組織及び原子力防災組織を構築し、発生する事象に応じて対応する。

自然災害が発生した場合は防災組織として一般災害対策本部が設置され、平時の業務体制から速やかに移行される。また、原子力災害が発生した場合又はその恐れがある場合は、原子力防災組織として発電所警戒本部又は発電所緊急時対策本部が設置され、平時の業務体制から速やかに移行される。

防災組織を第2-1図、原子力防災組織を第2-2図に示す。

これらの組織は、高浜発電所の組織要員により構成され、原子力防災の体制に移行したときには、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。

森林火災や地震などの自然災害の重畳時には、一般災害対策本部による活動となるが、自然災害から重大事故等が発生した場合、及び自然災害と重大事故等が重畳した場合、並びに重大事故等が重畳した場合には発電所緊急時対策本部にて対応することとし、重大事故等対策要員にて初動活動を行い、重畳して発生している自然災害の対応は、本部長の指示のもと、発電所緊急時対策本部の役割分担に応じて対処する。

発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、 保安規定に基づき本店に原子力発電安全委員会を、高浜発電所に 原子力発電安全運営委員会を設置している。原子力発電安全委員 会は、法令上の手続きを要する発電用原子炉設置(変更)許可申 請書本文事項の変更、保安規定変更及び発電用原子炉施設の定期 的な評価の結果等を審議し、高浜発電所の原子力発電安全運営委 員会は、発電所で作成すべき手順書の制定・改正等の発電用原子 炉施設の保安運営に関する具体的重要事項を審議することで役割 分担を明確にしている。

# 2. 技術者の確保

# (1) 技術者数

技術者とは技術系社員のことを示しており、2021年7月1日現在、原子力事業本部の各部門、高浜発電所及び土木建築室における技術者の人数は871名であり、そのうち高浜発電所における技術者の人数は485名である。

このうち、10年以上の経験年数を有する管理職が171名在籍している。

# (2) 有資格者数

原子力事業本部の各部門、高浜発電所及び土木建築室における 2021年7月1日現在の有資格者は次のとおりであり、そのうち高 浜発電所における有資格者を括弧書きで示す。

発電用原子炉主任技術者45名 (17名)放射線取扱主任者 (第1種)67名 (21名)ボイラー・タービン主任技術者 (第1種)4名 (3名)電気主任技術者 (第1種)6名 (3名)運転責任者として原子力規制委員会が定める21名 (19名)

原子力事業本部の各部門、高浜発電所及び土木建築室の技術者及び有資格者の人数を第1表に示す。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対処が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、必要な教育及び訓練を行うとともに、採用を通じ、必要な有資格者数と技術者数を継続的に確保し、配置する。

# 3. 経 験

当社は、昭和29年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。

また、昭和 45 年 11 月に美浜発電所 1 号炉の営業運転を開始して以来、計 11 基の原子力発電所を有し、順調な運転を行ってきた。

原子力発電所(原子炉熱出力) 営業運転の開始 美浜発電所 1 号炉(約 1,031MW) 昭和 45 年 11 月 28 日

(平成27年4月27日運転終了)

2 号炉 (約 1,456MW) 昭和 47 年 7 月 25 日

(平成 27年 4月 27日運転終了)

3 号炉 (約 2,440MW) 昭和 51 年 12 月 1 日

高浜発電所 1 号炉 (約 2,440MW) 昭和 49 年 11 月 14 日

2 号炉 (約 2,440MW) 昭和 50 年 11 月 14 日

3 号炉 (約 2,660MW) 昭和 60 年 1 月 17 日

4 号炉 (約 2,660MW) 昭和 60 年 6 月 5 日

大飯発電所 1 号炉 (約 3.423MW) 昭和 54 年 3 月 27 日

(平成30年3月1日運転終了)

2 号 炉 (約 3,423 M W) 昭 和 54 年 12 月 5 日

(平成 30 年 3 月 1 日運転終了)

3 号炉 (約 3,423MW) 平成 3 年 12 月 18 日

4 号炉 (約 3,423MW) 平成 5 年 2 月 2 日

当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事をとおして豊富な経験を有し、技術力を維持している。

また、営業運転開始以来、計 11 基の原子力発電所において、約50年間運転を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。

本変更に関して、設計及び工事の経験として、高浜発電所において平成 16 年には 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置、平成 17 年には 4 号炉、平成 18 年には 3 号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、平成 19 年には 4 号炉、平成 20 年には 3 号炉の原子炉容器上部ふた取替え等の工事を順次実施している。

また、耐震裕度向上工事として、平成 20 年には1号炉の動力変 圧器及び2号炉の内部スプレクーラ、平成 21 年には1号炉の電 気計装盤及び2号炉の原子炉トリップしゃ断器盤等について工事 を実施しており、設備の設計検討及び工事を継続して実施してい る。

更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策と して、代替再循環、代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び 格納容器内注水の設備改造を検討し、対策工事を実施している。

また、経済産業大臣の指示「平成 23 年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(指示)(平成 23·03·28 原第 7 号 平成 23 年 3 月 30 日付)」に基づき実施した緊急安全対策により、空冷式非常用発電装置、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。

運転マニュアルの改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事に関連する保守経験を継続的に積み上げている。

また、運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や、国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。

さらに、重大事故等の対応の検討、対策の実施及び訓練の実施 により経験や知識を継続的に積み上げている。

以上のとおり、本変更に係る同等及び類似の設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。

# 4. 品質保証活動

設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」にしたがい、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的改善を行うことにより実施している。

この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項を、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(以下「品質マニュアル」という。)に定めている。

# (1) 品質保証活動の体制

当社における品質保証活動は、品質マニュアルに基づく社内標準を含む文書及びこれらの文書の中で明確にした記録で構成する文書体系を構築し、実施する。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。

また、品質マニュアルに基づき、社長を最高責任者とし、実施部門である第1図に示す原子力関係組織(経営監査室を除く。)における品質保証活動に係る体制及び監査部門である経営監査室における品質保証活動に係る体制を構築している。

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質保証体制の実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定し、原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにする。

各業務を主管する組織の長は、品質方針にしたがい、品質保証活動の計画、実施、評価及び改善を行い、その活動結果について、実施部門の管理責任者である原子力事業本部長がマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。

各業務を主管する組織の長は、業務の実施に際して、業務に対す

る要求事項を満足するように定めた社内標準を含む文書に基づき、 責任をもって個々の業務を実施し、要求事項への適合及び品質保証 活動の実効性を実証する記録を作成し管理する。

経営監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門と独立 した立場で内部監査を実施し、結果をマネジメントレビューのイン プットとして社長へ報告する。

社長は報告内容を基にマネジメントレビューを実施し、品質方針の見直しや品質保証活動の改善のための指示を行う。

本店の品質保証会議では、第1図に示す原子力関係組織(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。また、高浜発電所の発電所レビューでは、高浜発電所の品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。

これらのレビュー結果により保安規定や社内標準を改正する必要がある場合は、別途、原子力発電安全委員会を開催し、その内容を審議し、その審議結果は、業務へ反映させる。

# (2) 本変更に係る設計及び運転等の品質保証活動

各業務を主管する組織の長は、本変更に係る設計及び工事を品質マニュアルにしたがい、その重要度に応じて実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、製品及び役務やその重要度に応じた管理を行う。なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、通常の調達要求事項に加え、特別な調達管理を行う。各業務を主管する組織の長は、検査及び試験等により調達製品が要求事項を満足していることを確認する。

各業務を主管する組織の長は、本変更に係る運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルにしたがい、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。

各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が

発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。

上記のとおり、品質マニュアルを定めた上で、品質保証活動に必要な文書を定め、調達管理を含めた品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。

# 5. 教育·訓練

技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力研修センター、原子力発電所等において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練並びに機器配置及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、各職能、目的に応じた基礎知識を習得する。

技術者の教育・訓練は、当社原子力研修センターのほか、国内の原子力関係機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、株式会社原子力発電訓練センター等)において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努めている。

また、高浜発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定に基づき、対象者、教育内容、教育時間等について教育の実施計画を立て、それにしたがって教育を実施する。

本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社 社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等 発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るため、 計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。

# 6. 有資格者等の選任・配置

発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。

発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。

本店の保安に関する管理職が、発電所の他の職位と兼務する場合は、兼務する職位としての判断と発電用原子炉主任技術者としての判断が相反しない職位とするとともに、相反性を確実に排除させる措置を講じる。

発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす管理職から選任し、職務遂行に万全を期している。

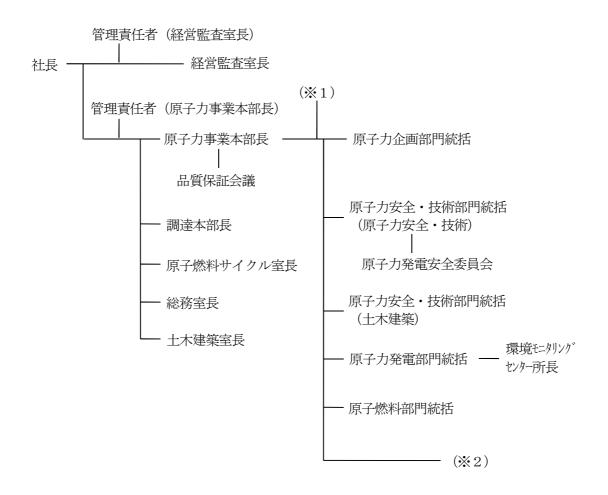
運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直課長の職位としている。

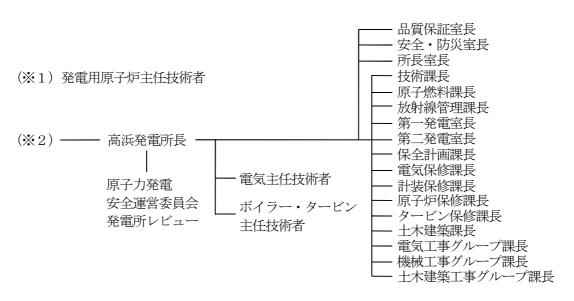
第1表 原子力事業本部、高浜発電所及び土木建築室の技術者の人数

(2021年7月1日現在)

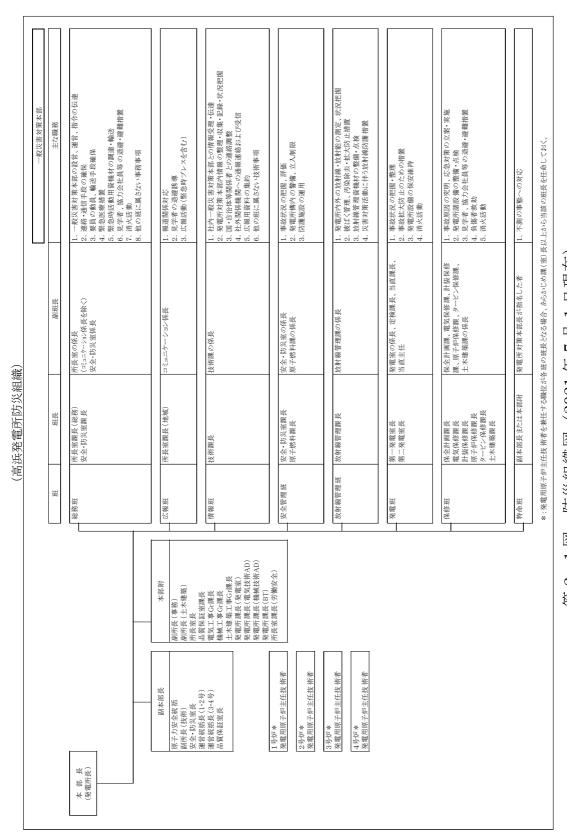
			技術者のうち有資格者の人数				
	技術者 の 総人数	の う ち 理職	発電用原 子炉主任 技術者有 資格者の 人 数	放射線	運転責任 者の基準 に適合し た者の 人数	イラー・ タービン 主任技術	電気主 伝技術 者者の
原子力事業本部原子力企画部門	47	23 (23)	13	10	1	0	0
原子力事業本部 原子力安全·技術部門	120	32 (32)	10	11	0	0	1
原子力事業本部原子力発電部門	164	45 (45)	3	18	1	1	2
原子力事業本部原子燃料部門	31	10 (10)	2	7	0	0	0
高浜発電所	485	54 (54)	17	21	19	3	3
土木建築室(原子力関係)	24	7 (7)	0	0	0	0	0

注:()内は、管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。





第1図 原子力関係組織図(2021年7月1日現在)



第2-1図 防災組織図 (2021年7月1日現在)

原子力防災体制	主な職務	1. 対策本部の設営、運営、指令の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 更員の副員、輸送手段確保 4. 原子力災害医療措置 5. 緊急時活動用資機材の顕確。輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・職業 7. 初期消火活動 8. 他の既に属さない。等務事項	1. 報道関係対応 2. 見学者の過避誘導 3. 広條活動 4. 原子力防災センターにおける活動の支援	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 発電所対策本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自作体等関係者との連絡顕整 4. 社外開係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集約 6. 他の既に属さない技術事項	1. 原子力災害合同対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握、評価 3. 事故時影響緩和操作の検討 4. 発電所構内の警備、立入制限 5. 防護施設の運用 6. 原子力防災センターにおける活動の支援	発電所内外の放射線・放射艦の測定、状況把握     被ばく管理、汚染除去・拡大防止措置     放射線響調像核内電艦・洗験     以 数者対策活動に伴う放射線防護措置     、原子力防災センターにおける活動の支援     原子力防災センターにおける活動の支援	1. 事故状況の把握・整理 2. 事な拡大防止のための措置 3. 発電所設備の保安維特 4. 原子力災客合同対策協議会における情報収集 5. 初期消火活動	1. 事故原因の発明、応急対策の立案・実施 2. 発電所務設備の整備・点検 3. 見学者、協力会社員等の迅速・避難措置 4. 負債者数助 5. 初期消火活動 6. 遠隔操作が可能な装置等の操作	1. 不測の事態への対応 上・大調の事態への対応 た場合、以下の対応を行う。
警戒体制	班長 副班長	所長鑑服長(総務) 所長筆の係長 (a 1. 対策本部の設官、選官、指令の伝達 安全・防災電服長 (シェブッル係長を除 2. 連巻・通信手段の確保 く) 要員の動員、総送手段確保 安全・防災室の係 4. 原子が災害を発措を 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 思辛者、協力会社員等の退避・職職措置 7. 初期消水活動 1. 初期消水活動 1. 初期消水活動 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	所長強課長(地族)  z;z=クーション係長   1、報道関係対応 2、現学者の道避勝簿 3、広義活動	技術課長 2. 発電所警戒本部内情報の整理・伝達 2. 発電所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自作体等関係者との連絡顕勝 4. 社外関係機関への通報連絡および受信 5. 広報用資料の集制 6. 他の発に属さない技術事項	安全・防災金票長 安全・防災電の係   1、事故状況の把握、評価 原子燃料職長 長   2、発電所構内の警備、立入制限 原子燃料票の係長   3、防纜施設の運用	<ul> <li>2 検討練管理課長 放射練管理課の係 1,発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2.被ばく管理、汚染除士・拡大防止措置 3. 放射練管理管機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置</li> </ul>	発電査長(発災) 落電鑑の係長 1. 事故状況の把握・整理 定検票長(発災) 2. 事故就大防止のための措置 当直課長(発災) 3. 落電所設備の保安維持 当直主任(発災) 4. 初期消火活動	保全計画課長 保全計画課、電気 1. 準故原因の発明、応急対策の立案・実施 電気保修課長 保修課、計業保修 2. 発電所諸院僧の整備・点検 計製保修課長 課、月子原保 3. 見半者、協力会社員等の込避・避難措置 所子可保修課長 課、ターピン保修 4. 負傷者表助 ターピン保修課長 課、土木建築課の 5. 初期消火活動	脚本部長または   指名された者   1. 不割の事態への対応   本部所   上上の指揮を   上上上   上上上   上上上   上上上   上上上   上上上   上上上   上上上   上上   上   上上   上   上上   上   上上   上   上上   上   上上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上   上
	班	総務班	広報班	情報班	安全管理班	放射線管理班	発電班	保修班	特命班 * 1:原子力
		本 節 長 (統括管理) 原 子 力 防災管理者*1	日本 市 攻 本部 内 本部 内 本部 内	華西教治次、 田寶保耐鉛庫 19か <sup># 2</sup>	%電用原子如主任技術者 2号炉*2 %電用原子如主任技術者 3号炉*2 %電用原子如主任技術者	4号布*2 発電用原子炉主任技術者			

第2-2図 原子力防災組織図 (2021年7月1日現在)

品質マネジメ		;	社内標準名	
ントシステム 計画関連条項	項目	1 次 文書	2次文書	所管箇所
4.2.3	文書の管理記録の管理	原子力発電	原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門
8.2.2	内部監査	の安全に係	原子力部門にお ける内部監査通 達	経営監査室
8. 3 8. 5. 2	不適合の管理 是正処置等	る品質保証	不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門
8. 5. 2 8. 5. 3	是正処置等 未然防止処置	規 程 * 1	未然防止処置通 達	原子力事業本部 原子力発電部門

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室及び 経営監査室である。

第3図 品質保証活動に係る文書体系(1/3)

品質マネジメ		;	 社内標準名		
ントシステム計画関連条項	項目	1 次 文書 2 次文書		所管箇所	
4. 1	重要度分類		グレード分け通 達	原子力事業本部 原子力発電部門	
4. 1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
5. 4 5. 5. 3 6. 2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
5. 5. 3	管理者		原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
5. 5. 4 5. 6	組織の内部の 情報の伝達		内部コミュニケ ーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
6. 1	資源の確保	原子	要員·組織計画 通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
6. 2	要員の力量の 確保および教 育訓練	力発電の	教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	
6. 1 7. 1	運転管理	安 全	運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
7. 2 7. 5	燃料管理	に係る	原子燃料管理通 達	原子力事業本部 原子力発電部門	
7. 6 8. 2. 4	放射性廃棄物 管理	品質	放射性廃棄物管 理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	放射線管理	保証	放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	施設管理	規 程 * 1	施設管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	非常時の措置	1	非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	
	廃止措置管理		廃止措置管理通 達	原子力事業本部 原子力発電部門	
			運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全·技術部門	
			原子燃料サイク ル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	
	n か へ) z ば フ ロ 所り		原子力技術業務 要綱	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室及 び経営監査室である。

第3図 品質保証活動に係る文書体系(2/3)

5-18

品質マネジメ			社内標準名	
ントシステム計画関連条項	項目	1 次 文書	2次文書	所管箇所
7. 2. 3 8. 2. 1	組織の外部の 者との情報の 伝達等 組織の外部の 者の意見		外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門
7.3	設計開発	原子力	設計・開発通達 原子力部門にお ける文書・記録 管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門 原子力事業本部 原子力企画部門
7. 4 7. 5. 5	調達 調達物品の管 理	発 電 の	原子力部門にお ける調達管理通 達	調達本部
7. 6	監視測定のた めの設備の管 理	安全に係	監視機器・測定 機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門
8.2.3	プロセスの監視測定	る品質保証期	品質目標通達 原子力部門にお ける内部監査通	原子力事業本部 原子力発電部門 経営監査室
		規 程 * 1	達 運転管理通達 不適合管理および是正処置通達 未然防止処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門 原子力事業本部 原子力発電部門 原子力事業本部 原子力発電部門
7. 6 8. 2. 4 8. 4	機器等の検査等		検査・試験通達 データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門 原子力事業本部
8. 5. 2	および評価		/ / / // // // // // // // // // // //	原子力発電部門

※1:原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室 及び経営監査室である。

第3図 品質保証活動に係る文書体系 (3/3)

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1	上4行	平成30年12月12         日付け原規規発第181         2122号を・・・	令和3年5月19日付 け原規規発第21051 96号を・・・
	下9行	1.11. <u>13</u> 発電用原子炉設 置変更・・・	1.11. <u>18</u> 発電用原子炉設 置変更・・・
	下7行	1.11. <u>13</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・	1.11. <u>18</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・
8-目-4	上4行	1.11. <u>14</u> 発電用原子炉設 置変更・・・	1.11. <u>19</u> 発電用原子炉設 置変更・・・
	上6行	1.11. <u>14</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・	1.11. <u>19</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・

頁	行	補正前	補正後
8(1)-1-1	上4行	1.11. <u>13</u> 発電用原子炉設 置変更・・・	1.11. <u>18</u> 発電用原子炉設 置変更・・・
	下2行	1.11. <u>13</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・	1.11. <u>18</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・
8(1)-1-3	下11行~下10行	・・・ラック形状及び燃料配置において、スプレイを蒸気条件においることにおいました。	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料配置において、使用済燃料的手順等のため、全体ののではでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、

頁	行	補正前	補正後
8(1)-4-1	上 10 行~ 上 11 行	・・・ラック形状及び燃料配置においてスプレイや蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水及びスプレイや蒸気条件においても臨界を防止する設計とする。
	上 14 行~ 上 16 行	・燃料配置については、燃料の初期濃縮度及び燃焼度による貯蔵領域を設定し、その領域で最も反応度の高い燃料体等が当該領域の全てのラックに貯蔵された状態で評価する。	・燃料配置については、 <u>最</u> も反応度の高い新燃料が全てのラックに貯蔵された状態で評価する。
	下12行~下6行	・使用済燃料ピット内の水の状態については、液相部の2相に分け、を包含を設定した水密度となるで変化を踏水でででである。液性の水の沸騰をででででは、ピット水の沸騰をででででは、と、気相部の水密度は、気が、大きの水密度をでででは、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが、大きが	・水の状態については、液相部と気相部の2相に分け、水位変化を踏まえて評価する。 ・評価には最適評価手法をおけるでは、重大事故等時には最適評価手法をおけるが、重要を発展した場合では、重なのでは、変化を設定といるでは、では、変化を表があることを表があることを表があることを表があることを表があることを表があることを表があることを表があることを表があることを表がある。 ・燃料集合体内に液膜がるととを表があることを想定する。 ・燃料集合体内に液膜があるととを表があることを想定する。 ・燃料集合体内に液膜があるととを表があることを想定する。 ・燃料集合体内に液膜があるととを表があることを想定する。 ・燃料集合体内に液膜があるととを表があることを想定する。 ・燃料集合体内に液膜があるととを表があることを想定で得らる。

頁	行	補 正 前	補 正 後
	下 5 行~	なお、燃料体等の移動に際 しては、未臨界が維持でき ることをあらかじめ確認 している配置に基づき移 動する。	(記載の削除)
8(1)-4-2	上9行~ 上10行	・・・ラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界を防止し・・・	・・・ラック形状及び燃料配置において、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等で想定される注水及びスプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界を防止し・・・
	上14行~上15行	・・・送水車、スプレイへッ ダ <u>及び軽油用ドラム缶</u> を 使用する。	・・・送水車、スプレイヘッ ダ <u>、燃料油貯油そう及びタ</u> <u>ンクローリー</u> を使用する。
	下 12 行~ 下 11 行	<ul><li>・・・・送水車の燃料は、<u>軽油</u> <u>用ドラム缶</u>を用いて補給 できる設計とする。</li></ul>	・・・送水車の燃料は、 <u>燃料</u> 油貯油そうよりタンクロ ーリーを用いて補給でき る設計とする。
	下9行~下6行	・送水車 ・スプレイヘッダ ・軽油用ドラム缶(1 号及 び2号炉共用)(10.7 補 機駆動用燃料設備)	<ul> <li>・送水車</li> <li>・スプレイヘッダ</li> <li>・燃料油貯油そう(10.2 代 替電源設備)</li> <li>・タンクローリー(1号及 び2号炉共用) (10.2 代 替電源設備)</li> </ul>
	下 4 行~ 下 3 行	<ul><li>・・・記載する。<u>軽油用ドラム缶については、「10.7</u> 補機駆動用燃料設備」にて記載する。・・・</li></ul>	・・・記載する。 <u>燃料油貯油</u> そう及びタンクローリー については、「10.2 代替 電源設備」 にて記載する。・・・

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(2)-1-1	上4行	1.11. <u>14</u> 発電用原子炉設 置変更・・・	1.11. <u>19</u> 発電用原子炉設 置変更・・・
	下5行	1.11. <u>14</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・	1.11. <u>19</u> .1 「実用発電用原 子炉・・・
	下3行	1 号 炉 の 「 1.11. <u>13</u> .1 「実用発電用原子炉・・・	1 号炉の「1.11. <u>18</u> .1 「実用発電用原子炉・・・

添付書類十一の一部補正

添付書類十一を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8(2)-6-1 の次頁		(記載の追加)	別紙 11-1 のとおり追加する。

別添4

# 添付書類十一

変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る

品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

# 1. 概要

本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請(以下「本申請」という。)に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。

# 2. 基本方針

本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」 及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、 以下のとおり説明する。

# (1) 設計活動に係る品質管理の実績

「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。

(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項 その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項につい ては、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の方法」に、設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認」という。)における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。

また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号)(以下「技術基準規則」という。)」への適合性を確保するために必要となる設備

(以下「適合性確認対象設備」という。)の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

# 3. 設計活動に係る品質管理の実績

本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更 許可申請書本文における十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「設置許可本文十一号」と いう。)に基づき以下のとおり実施する。

3.1 本申請における設計に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。) 設計及び調達は、第 1 図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

また、設計(「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」)並びに調達(「3.4 本申請における調達管理の方法」)の各プロセスを主管する箇所を第 1 表に示す。

第 1 表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。

#### 3.1.1 設計に係る組織

設計は、第 1 表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。

この設計に必要な資料の作成を行うため、第 1 図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

# 3.1.2 調達に係る組織

調達は、第 1 表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

## 3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する 基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」のうち、必要な 事項に基づき以下のとおり実施する。 本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第 2 表に示す。

設計を主管する箇所の長は、第 2 表に示すアウトプットに対する審査 (以下「レビュー」という。)を実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、第 1 表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

#### 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1)申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2)設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

以下に各段階の活動内容を示す。

## 3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化

設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を 明確にする。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

#### 3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施 する。

## (1) 申請書作成のための設計

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設 計を実施する。

また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

# (2) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施 させる。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

# (3) 申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。

#### (4) 申請書の承認

設計を主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発 電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。

また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全 委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力 規制委員会への提出手続きの承認を得る。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

# 3.3.3 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

## 3.4 本申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本 文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。

# 3.4.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を 実施する。

### 3.4.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。

# 3.4.3 調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。

#### (1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一 号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施 状況を適切に管理する。(「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照)

## (2) 調達した役務の検証

調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領 及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

#### 3.4.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及 び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に 行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

# 3.5 本申請における文書及び記録の管理

本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一 号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録で あり、これらを適切に管理する。

なお、本申請において上記による活動を実施した。

# 3.6 本申請における不適合管理

本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。

4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等

その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項について は、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。

4.1 その後の工事等の活動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報伝達含む。)

その後の工事等の活動は、第 1 図に示す本店組織及び発電所組織に係る 体制で実施する。

- 4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査
- 4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用

設計及び工事等におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要 度に応じて行う。

4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査

設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、 その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施する とともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主 管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

4.3 その後の設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性 を確保するための設計を実施する。

4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。

4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等へ の適合性を確保するための設計を実施する。

(1) 基本設計方針の作成(設計1)

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備 に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準 規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確 にした基本設計方針を作成する。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計 2)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計 1」の結果を用いて実施する。

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット(「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照)で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

# (5) 設工認申請書の作成

設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基 に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。

#### (6) 設工認申請書の承認

設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する 箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議 し、審議及び確認を得る。

# 4.3.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

#### 4.4 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を 反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管 理の方法」の管理を適用して実施する。

## 4.4.1 具体的な設備の設計の実施(設計3)

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合する ための具体的な設計(設計3)を実施し、決定した具体的な設備の設計結 果を取りまとめる。

#### 4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

# 4.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載 された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合してい ることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの 独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

## 4.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

#### 4.5.2 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工 認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に 適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

#### 4.5.3 検査計画の管理

検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業 者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理す る。

## 4.5.4 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。

#### 4.6 設工認における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、 品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

# 4.6.1 供給者の技術的評価

調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を 実施する。

#### 4.6.2 供給者の選定

調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力 安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグ レード分けを行い管理する。

# 4.6.3 調達製品の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

#### (1) 仕様書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する 事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実 施状況を適切に管理する。(「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照)

# (2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

#### (3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の 要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

# 4.6.4 請負会社他品質監査

供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及 び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に 行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

# 4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理

その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文 十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを 適切に管理する。

# 4.8 その後の不適合管理

その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については 適切に処置を行う。

# 5. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき原子 炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。

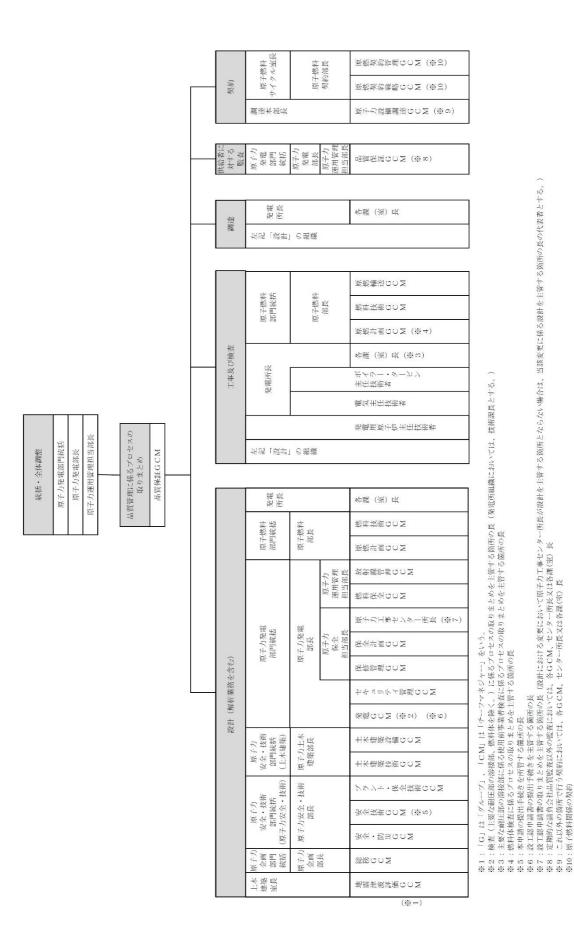
第1表 設計及び調達の実施の体制

	<u> </u>	ン調度の美地の仲間		
7 1 2 7		主管箇所		
		本店 土木建築室		
		本店原子力企画部門		
		本店 原子力安全・技術部門		
		本店 原子力発電部門		
		本店原子燃料部門		
		発電所 安全·防災室		
		発電所 所長室		
		発電所 技術課		
	本申請における設計に	発電所 原子燃料課		
3.3	係る品質管理の方法	発電所 放射線管理課		
	M om g e 4 v / A	発電所 保全計画課		
		発電所 電気保修課		
		発電所 計装保修課		
		発電所 原子炉保修課		
		発電所 タービン保修課		
		発電所 土木建築課		
		発電所 電気工事グループ		
		発電所 機械工事グループ		
		発電所 土木建築工事グループ		
	本申請における調達管	本店 土木建築室		
		本店 原子力企画部門		
		本店 原子力安全・技術部門		
		本店 原子力発電部門		
		本店 原子燃料部門		
		発電所 安全·防災室		
		発電所 所長室		
		発電所 技術課		
0.4		発電所 原子燃料課		
3.4	理の方法	発電所 放射線管理課		
		発電所 電気保修課		
		発電所 計装保修課		
		発電所 原子炉保修課		
		発電所 タービン保修課		
		発電所 土木建築課		
		発電所 電気工事グループ		
		発電所 機械工事グループ		
		発電所 土木建築工事グループ		
		ルゼ川 エ小母未上ザノル ノ		

第2表 本申請における設計及び調達の各段階

各段階		設置許可本文十		
		一号の対応項目	概 要	
		本申請における	7.3.1 設計開発計	本申請及びこれに付
	3.3	設計に係る品質	画	随する基本設計を実
		管理の方法		施するための計画
	0.0.1	設計開発に用い	7.3.2 設計開発に	本申請及びこれに付
	3.3.1	る情報の明確化	用いる情報	随する基本設計の要
	<b> </b>			求事項の明確化
設計	3.3.2(1)	申請書作成のた	7.3.3 設計開発の	本申請における申請
П	<sup>₽</sup>   <b>※</b>	めの設計	結果に係る情報	書作成のための設計
		設計のアウトプ	7.3.5 設計開発の	本申請及びこれに付
	3.3.2(2)	ットに対する検	検証	随する基本設計の妥
		証		当性のチェック
	3.3.3	設計における変	7.3.7 設計開発の	設計対象の追加や変
	*	更	変更の管理	更時の対応
調	2.4	本申請における	7.4 調達	本申請に必要な設計
達 3.4		調達管理の方法		に係る調達管理

※:「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。



:本申請の提出手続きを所管する箇所の長 :設工認申請書の提出手続きを主管する箇所の長 : 設工認申請書の提出手続きを主管する箇所の長 (設計における変更において原子力工事センター所長が設計を主管する箇所とならない場合は、当該変更に係る設計を主管する箇所の長の代表者とする。) : 定期的な請負会やLa質監査以外の監査においては、各GCM、センター所長又は各課(室) 長 : こお以外の箇所で行う契約においては、各GCM、センター所長又は各課(室) 長 : こお以外の箇所で行う契約においては、各GCM、センター所長又は各課(室) 長

# 合性確認に関する体制表 澚 X 無